

文部科学省 令和元年度 学校法人監事研修会 講演

私学法改正を踏まえた監事監査のあり方

～監事を取り巻く現状把握と経営安定化に資する監査のポイント～

2019年10月28日

TMI 総合法律事務所

弁護士 大河原 遼平



自己紹介

弁護士 大河原 遼平 (おおかわら りょうへい)

- 所属：TMI 総合法律事務所 (東京・六本木、名古屋、神戸、大阪ほか海外)

- 略歴

- 2001年 高槻高等学校 (大阪) 卒業
- 05年 一橋大学法学部法律学科卒業
- 07年 一橋大学法科大学院修了、最高裁判所司法研修所入所 (実務修習地：福岡)
- 08年 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
- 09年 TMI 総合法律事務所勤務
- 13年 文部科学省高等教育局私学部勤務 (専門官 (課長補佐級) として常勤)
- 17年 TMI 総合法律事務所復帰
 - 公益財団法人日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価 評価員就任 (～現在)
 - 文部科学省 学校法人制度改善検討小委員会 委員就任 (～19年)
- 18年 私学高等教育研究所 研究員就任 (～現在)
- 19年 文部科学省 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 委員就任 (～現在)



- 業務内容

- 文部科学省在職時には、2014年の私立学校法改正作業、「私立大学等の振興に関する検討会議」における企画立案、学校法人運営調査その他文部科学省に関する法律業務、政策立案業務等を広く担当。
- 現在は、文部科学省勤務以前からの主要業務であった事業会社への一般企業法務、知的財産、危機管理、紛争解決等に加え、学校法人を中心とした教育業界への各種法律業務もメイン業務としている。
- 学校法人制度改善検討小委員会委員として、2019年の私立学校法改正につながる提言に関与。学校法人に関する各種講演・研修等を担当。教育学術新聞 (2019年1月16日)、日本経済新聞朝刊 (同年2月18日) への寄稿も。

- 主著

- 「学校法人法務の現状と課題」ビジネス法務2017年11月号 (中央経済社)
- 「民法改正が学校法人経営に与える影響」学校法人2018年2～11月号 (学校経理研究会)
- 「学校法人破産時における授業料返還等債権の取扱い」NBL1146 (2019年5月15日) 号 (商事法務)
- 「『学校法人制度の改善方策について』の考察」学校法人2019年5月号～9月号 (学校経理研究会)
- 「私立大学・短期大学を設置する学校法人のガバナンス改革のための具体的方策」文部科学教育通信468号 (ジアース教育新社)

目次

- 1 監事の機能が強化されている！
- 2 監事の職務・責任も広がっている！！
- 3 監事の仕事はやりがいがある！！！！
- 4 私学法改正を踏まえた監事のあり方

1 監事の機能が強化されている！



平成16年私立学校法改正

1. 趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化のため、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行ったもの。

2. 概要

(1) 学校法人における管理運営制度の改善

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

(2) 財務情報の公開

学校法人が公共性観点から、毎会計年度成しなればならぬ義務付ける。

(3) 私立学校審議会

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう規定を見直す。

【監事関係】

- ・ 監事の職務と理事会の設置に伴う所要の規定の整備
- ・ 監事は評議員会の同意を得て理事長が選任
- ・ 評議員との兼任禁止
- ・ 外部監事制度の法定
- ・ 監事の定数、任期、選任・解任方法を寄附行為の必要的記載事項に

出典：私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」参考資料

私立大学等の振興に関する検討会議

1. 趣旨

- 私立大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展。全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割。今後ともその振興を図っていくことが必要。
- 一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性と同時に、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されているところ。
- これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、本検討会議を開催。

2. 検討事項

- 私立大学等の果たすべき役割
- 私立大学等のガバナンスの在り方
- 私立大学等の財政基盤の在り方
- 私立大学等への経営支援
- 経営困難な状況への対応
- その他、私立大学等の振興に関すること

3. 開催状況

- 平成28年4月から平成29年5月までに15回開催。

私大振興検討会議「議論のまとめ」（平成29年5月）

- ・ 短期大学を含め私立大学は、高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、社会貢献の促進の面で大きな役割。
- ・ 全大学数の約8割は私学が占め、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献。また、地方所在の私立大学は地域の知的基盤としての役割。

一方で、私立大学をめぐる環境は高等教育のユニバーサル化、少子化の中で大きく変化。

環境の
変化

- ・ 18歳人口は減少し、平成32年度以降は急減（平成40年代には100万人を下回る見通し）
- ・ ユニバーサル化による大学数の増加
- ・ 地方の中小規模大学は定員割れ、財政状況悪化
- ・ 産業構造や経済社会の急速な高度化・変化（AI、IoT等新技術の急速な発展、ボーダレス化等）

➡ **教育の質を高め、社会から求められるニーズに的確に対応するとともに、高等教育へのアクセス機会の均等を果たしていくためには、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組み、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要。**

私立大学に求められる教育研究

- ① 高等教育にふさわしい質の確保
 - ・ ユニバーサル化に対応した高等教育にふさわしい教育の質の確保のための取組の強化
 - ・ 産業構造や経済社会の急速な変化に対応した教育研究の推進・高度化
- ② 私学の多様性・機動性を活かした取組の伸長
 - ・ 私学のダイナミズムを活かした特色ある取組
 - ・ 社会的な要請に的確に対応した教育の提供
 - ・ グローバル化や社会人の学び直しの推進
 - ・ 自治体や産業界との連携と支援の獲得

経営力強化と支援

- 18歳人口の急減期を控え、強みを生かし弱みを補う連携・協力の強化
- ・ 大学改革のロードマップである中長期計画の策定の促進
 - ・ 経営の幅広い連携・統合や国公私立の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方の検討
 - ・ 事業譲渡的な円滑な承継方法の検討
 - ・ 経営困難な学校法人に対し早期の経営判断が行われるよう支援
- 等

ガバナンスの強化

- 学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼とさらなる支援につなげる
- ・ 理事会機能の実質化・実効性の確保
 - ・ 評議員会機能の実質化及びチェック機能の充実
 - ・ 監事の牽制機能の実効性確保
 - ・ 分かりやすく開かれた情報公開の推進
 - ・ 大学版「ガバナンス・コード」のような自主的ガイドラインの策定と取組の推進

財政基盤の在り方の工夫・見直し、
必要な制度改正・規制の緩和

私学の特色である多様性を維持しながら、社会や地域のニーズに適切に応える存在へ

出典：平成29年度学校法人監事研修会（新任監事対象）資料

学校法人制度改善検討小委員会（平成29年～）

「学校法人制度改善検討小委員会」の開催について

1. 趣旨

○ 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」を受け、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。

2. 検討事項

- ガバナンス体制の強化について
- 学校法人の経営の強化について
- 学校法人の破綻処理手続きの明確化について
- 学校法人の情報公開の推進について
- 学校法人の自律的なガバナンスの改善に向けた方策について
- その他

3. 検討スケジュール

- 11月14日に第1回会議開催予定。
- 平成30年夏を目途に「学校法人制度の改善策について」を大学設置・学校法人審議会学校法人分科会へ報告予定。

4. 委員構成

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長
浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
大河原遼平	弁護士
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
高祖 敏明	学校法人上智学院理事長
近藤 彰郎	学校法人八雲学園理事長
佐野 慶子	公認会計士
田中 雅道	全日本私立幼稚園連合会副会長・光明幼稚園園長
西井 泰彦	私学高等教育研究所主幹・学校法人就実学園理事長
座長 日高 義博	学校法人専修大学理事長
水戸 英則	学校法人二松学舎理事長

(五十音順敬称略計11名)
(職名は平成29年10月1日現在)

「学校法人制度の改善方策について」(平成31年1月)

学校法人制度の改善方策について(概要)

平成31年1月7日
大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改善検討小委員会

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」(平成29年5月)を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。(主査:日高 義博 専修大学理事長)。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

➤ 責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化

- 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
 - ・「私立大学版ガバナンス・コード」(自主行動基準)の策定の推進
- 役員の責任の明確化(善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など)
- 監事機能の充実(理事の行為の差止請求など)
- 評議員会機能の充実(中長期計画の策定の際の意見聴取など)等

学校法人の情報公開の推進

➤ 積極的な情報公開と経営状況の「見える化」

- 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表(文部科学大臣所轄法人)
 - ・事業報告書の記載内容の充実
- 寄附行為、役員等名簿の公開 等

学校法人の経営の強化

➤ 連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化

- ・連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・学部単位等での円滑な事業譲渡の促進(審査項目の簡略化など)
- ・新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショートの恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施(文部科学大臣所轄法人)等

学校法人の破綻処理手続の明確化

➤ 破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実

- 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続及び破産申立の円滑化
- ・学生のセーフティネットの充実(コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理)等

※ ○ は法改正事項

令和元年私立学校法改正

学校法人制度の改善方策について(私立学校法改正関係)

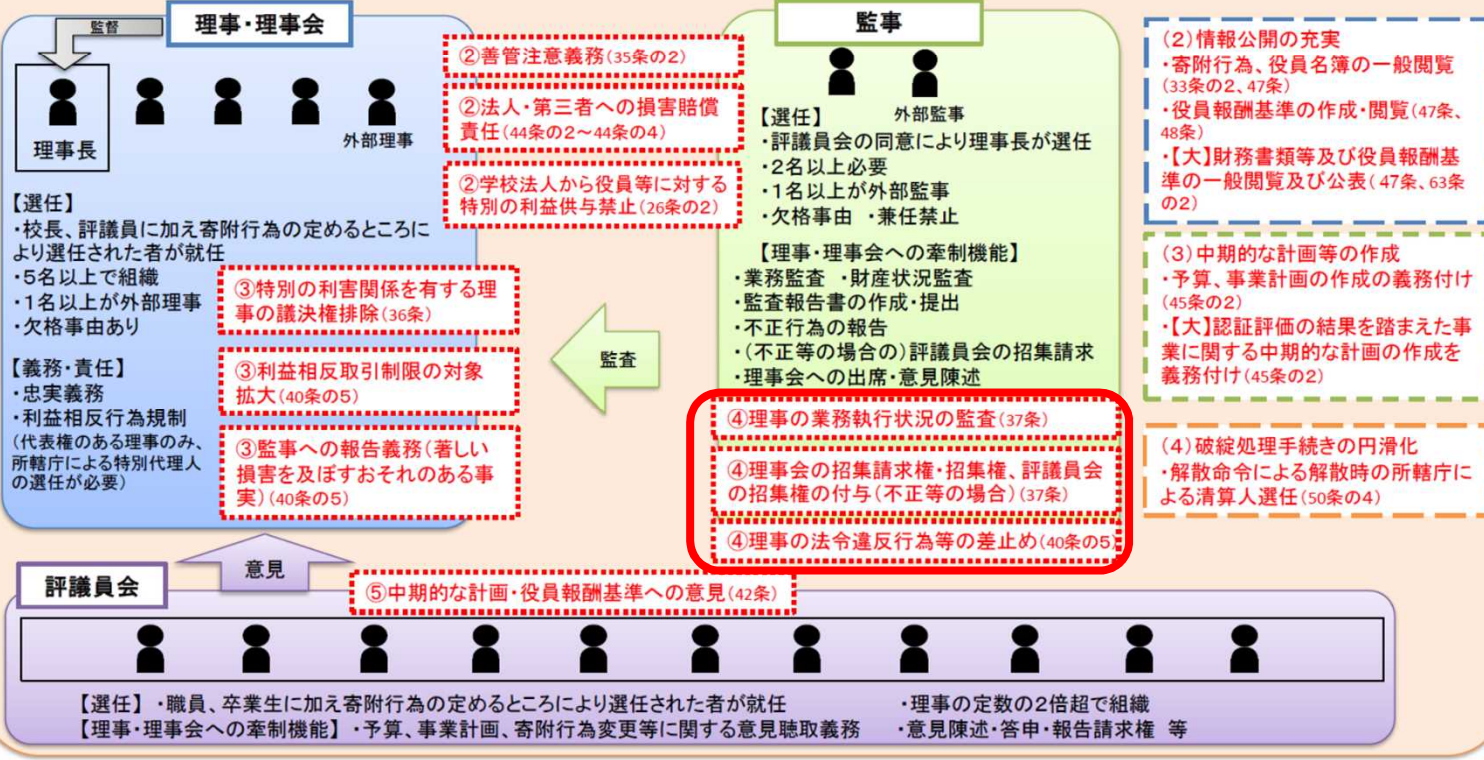
改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】 (3) 中期的な計画の作成【第45条の2関係】
- (4) 破綻処理手続きの円滑化【第50条の4関係】 等

学校法人

- (1) 役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
 ①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



3

2 監事の職務・責任も広がっている！！



監事の義務

● 改正私学法 35条の2

新設

学校法人と役員との関係は、**委任**に関する規定に従う。

○ 民法 (委任)

学校法人

第六百四十三条 委任は、**当事者の一方**が法律行為をすることを**相手方**に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

役員

(受任者の注意義務)

役員

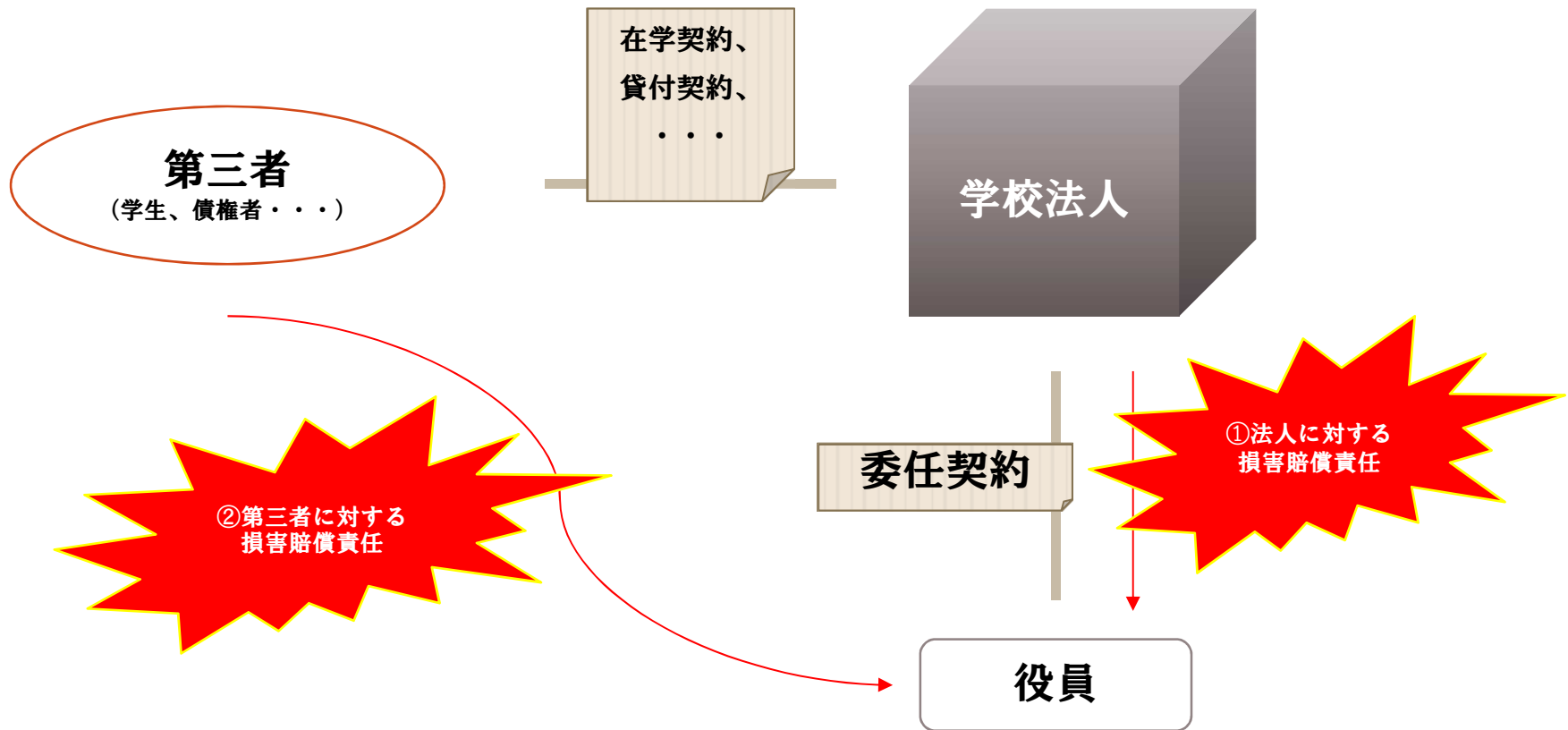
第六百四十四条 **受任者**は、委任の本旨に従い、**善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務**を負う。

善管注意義務

→ 従前の判例で「委任又は委任類似」とされていた解釈を明文化しただけなので、法的には特段の影響なし
(事実上の不祥事抑止効果を狙ったもの)

ちなみに、平成26年私立学校法改正で理事にのみ**忠実義務**（「理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。」）が課せられたが（私学法40条の2）、善管注意義務と同質と解されており、善管注意義務と区別して検討する必要は特段なし

監事の責任



- ①：役員と学校法人との間に契約関係あり→従来は民法415条を根拠
- ②：役員と第三者との間に契約関係なし→従来は民法709条を根拠

①法人に対する損害賠償責任

● 民法415条

役員

善管注意義務違反

学校法人

従来

債務者がその**債務の本旨に従った履行をしない**ときは、**債権者**は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

● 改正私学法44条の2第1項

任務懈怠

新設

役員は、その**任務を怠った**ときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

● その他

- 損害賠償責任の減免（後述）
- 連帯責任

-
- ・ 法人に対する責任は、従来も民法に根拠があり、その点での変更はなし
 - ・ 「債務の本旨に従った履行をしない」⇔「任務を怠った」であり、要件も同じ
- 今回の改正は役員の責任の明確化が主な趣旨

② 第三者に対する損害賠償責任

• 民法709条

従来

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第三者

役員

• 改正私学法44条の3第1項



任務懈怠

新設

役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

• その他

• 連帯責任

- 法人に対する責任は、従来も民法に根拠があり、その点での変更はなし
→ 今回の改正は役員の実務責任の明確化が主な趣旨
- 要件に微妙な違い

	民法	私学法
過失の程度	過失（軽過失も含む）	重過失
過失の対象	権利利益の侵害・損害	任務懈怠

→ 立証が比較的しやすく、損害賠償責任を負う場面が拡大する可能性も？

任務懈怠（善管注意義務違反）とは？

善管注意義務

- ・ 監事は、監査する能力及び識見を有する者として、その法人の規模、学校種、経営状況等の客観的条件により一般に要求される注意をもって誠実に監査しなければならないという義務

善管注意義務違反＝任務懈怠とは？

- ・ 善管注意義務違反に基づく責任は結果責任ではない
- ・ 個々の監事の主観的事情により注意義務は軽減されないが、その属性に従い注意義務の程度は異なる
 - ・ 企業出身の監事が少なくとも新任当初に教学面の不正に気付かなかったとしても、直ちに注意義務違反とはならない
 - ・ 税理士である監事が税務処理上のミスを見逃した場合、注意義務違反となりやすい
- ・ 無報酬だからといって義務や責任が免除されるわけではないことに注意

監事の職務

● 私立学校法37条

● 3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

赤字下線は今回の私学法改正で変更

● 4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

● 私立学校法40条の5、一般社団・財団法人法103条1項

- 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

監事の権限は職務（義務）でもあり、行使を怠ると任務懈怠となることに注意！！

平時と有事に整理した監事の職務（任務）

平時

- ・ 定例の業務監査 （理事の業務執行監査含む）
- ・ 定例の財産監査
- ・ 監査報告書作成・提出
- ・ 理事会出席・意見申述

赤字下線は今回の私学法改正で追加

有事

- ・ 非定例の業務監査 （理事の業務執行監査含む）
- ・ 非定例の財産監査
- ・ 所轄庁等報告
- ・ 評議員会招集請求 ・ 理事会招集請求
- ・ 評議員会招集・理事会招集
- ・ 違法行為差止請求

今回の改正では、主に【有事の際の監事の任務】が強化されたといえる！

学校法人と株式会社の監査役との権限・義務の異同

		学校法人の監事	監査役会設置会社の監査役
権限	監査権限	業務監査 <u>(+理事の業務執行監査)</u> 財産監査	取締役の職務執行監査
	報告徴求・調査権	明文なし ※当然にありと解される	あり
	理事（取締役）の報告義務	<u>あり</u>	あり
	理事会（取締役会）の招集請求権	<u>あり</u>	あり
	理事会（取締役会）の招集権	<u>あり</u>	あり
	差止請求権	<u>あり</u>	あり
義務	善管注意義務	<u>あり</u>	あり
	監査報告（書）の作成義務	あり	あり
	理事会（取締役会）への不正行為等報告義務	あり ※and評議員会or所轄庁	あり
	理事会（取締役会）への出席・意見陳述義務	あり	あり
責任	損害賠償責任（対法人）	<u>あり</u>	あり
	損害賠償責任（対第三者）	<u>あり</u>	あり

赤字下線は今回の私学法改正で追加

今回の改正で、株式会社の監査役と同等の権限・義務に
→株式会社や同様の法人制度の判例が参考になる！

大原町農協事件（最高裁平成21年11月27日判決）

事案

- ・ 農業協同組合Xの代表理事Aが、補助金の交付を受けることによりXの資金的負担のない形で堆肥センター建設事業を進めることにつき理事会の承認を得たにもかかわらず、理事会に虚偽の報告をするなどしてXの費用負担の下で同事業を推進。
- ・ 資金の調達方法を調査、確認することなく、同事業が進められるのを放置した同組合の監事Yに任務懈怠があったとして、XがYに損害の一部である1000万円の賠償を請求。

判旨（前半）

- ・ Yに1000万円の賠償責任を認めた。
- ・ 農業協同組合法上の監事の職責に言及した上で、「監事の上記職責は、たとえ組合において、その代表理事が理事会の一任を取り付けて業務執行を決定し、他の理事らがかかる代表理事の業務執行に深く関与せず、また、監事も理事らの業務執行の監査を逐一行わないという慣行が存在したとしても、そのような慣行自体適正なものとはいえないから、これによって軽減されるものではない。」
- ・ 「Aは、平成13年1月25日開催の理事会において、公的な補助金の交付を受けることによりX自身の資金的負担のない形で堆肥センターの建設事業を進めることにつき承認を得たにもかかわらず、同年8月31日開催の理事会においては、補助金交付をB財団に働き掛けたなどと虚偽の報告をした上、その後も補助金の交付が受けられる見込みがないにもかかわらずこれがあるかのように装い続け、平成14年5月には、Xに費用を負担させて用地を取得し、堆肥センターの建設工事を進めたというのであって、このようなAの行為は、明らかにXに対する善管注意義務に反するものといえる。」

大原町農協事件（最高裁平成21年11月27日判決）

判旨（後半）

- ・「そして、Aは、平成13年8月31日開催の理事会において、補助金交付申請先につき、方向転換してB財団に働き掛けたなどと述べ、それまでの説明には出ていなかった補助金の交付申請先に言及しながら、それ以上に補助金交付申請先や申請内容に関する具体的な説明をすることもなく、**補助金の受領見込みについてあいまいな説明に終始**した上、その後も、補助金が入らない限り、同事業には着手しない旨を繰り返し述べていたにもかかわらず、平成14年4月26日開催の理事会において、補助金が受領できる見込みを明らかにすることもなく、X自身の資金の立替えによる用地取得を提案し、**なし崩し的に堆肥センターの建設工事を実施**に移したというのであって、以上のような**Aの一連の言動は、同人に明らかな善管注意義務違反があることをうかがわせるに十分なものである。**」
- ・「そうであれば、Yは、Xの監事として、**理事会に出席し、Aの上記のような説明では、堆肥センターの建設事業が補助金の交付を受けることによりX自身の資金的負担のない形で実行できるか否かについて疑義があるとして、Aに対し、補助金の交付申請内容やこれが受領できる見込みに関する資料の提出を求めるなど、堆肥センターの建設資金の調達方法について調査、確認する義務があった**というべきである。」
- ・「しかるに、Yは、**上記調査、確認を行うことなく、Aによって堆肥センターの建設事業が進められるのを放置**したものであるから、その任務を怠ったものとして、Xに対し、農業協同組合法39条2項、33条2項に基づく損害賠償責任を負うものというほかはない。」

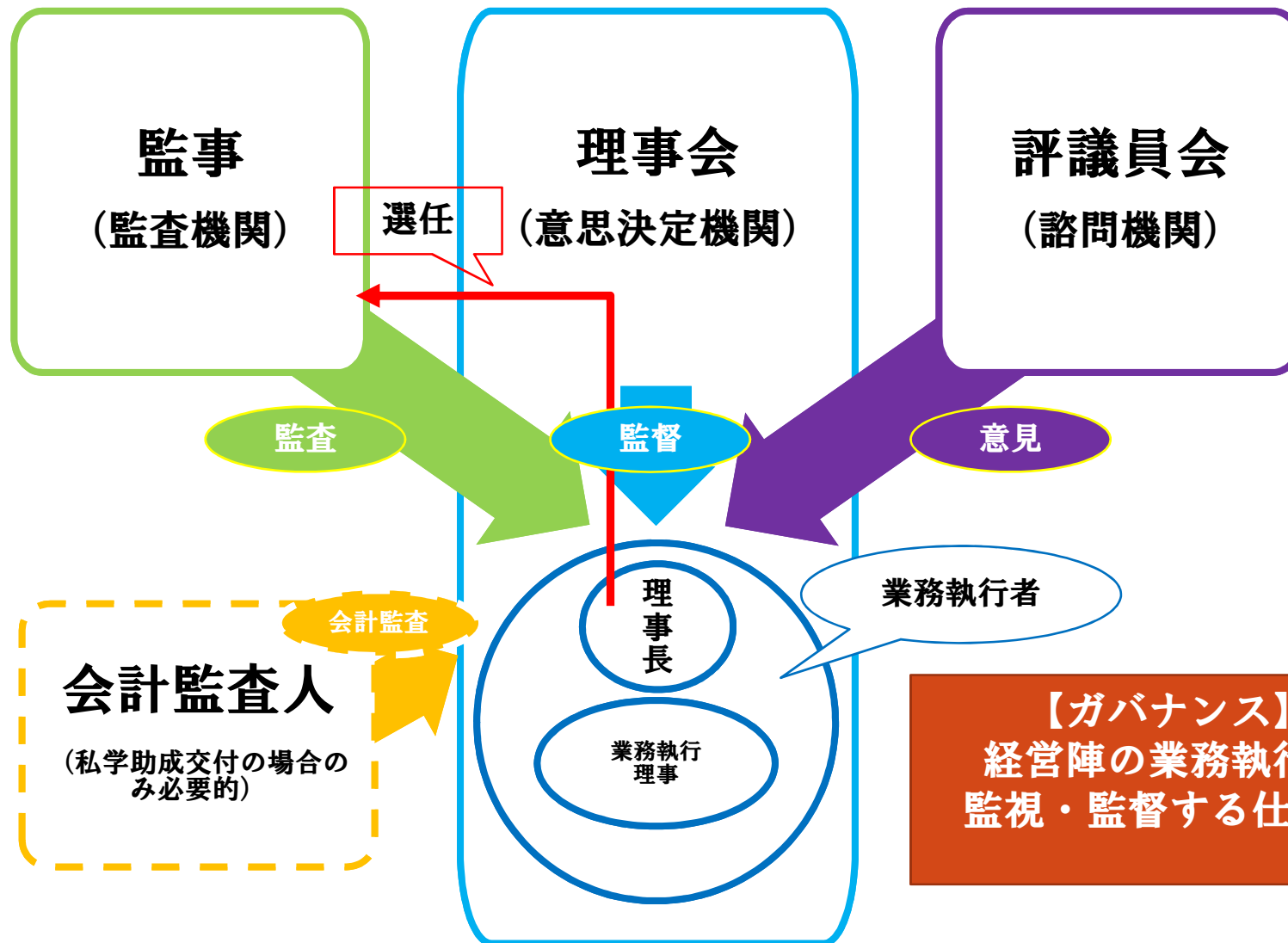
教訓

- ・監事が理事の業務執行の監査を逐一行わないという慣行が存在したとしても、責任が軽減されることにはならない。
- ・監事が不正を知らなかったとしても責任を免れるとは限らず、不正を見逃したことに責任を負う場合がある。
- ・理事会等で経営陣のあいまいな説明や疑念を感じさせる行動があれば、何となく受け容れるのではなく、積極的に質問し、納得できなければ調査することが必要。

3 監事の仕事はやりがいがある！！！！



学校法人のガバナンスとは？



監事の重要性とやりがい

監事の重要性

- ・ ガバナンスを効かせる意味で最も重要な存在
- ・ 教学面のチェックができることも大きなポイント
- ・ 独立性を保ちながらも学校法人の一員であるという貴重な存在

監事としてのやりがい

- ・ 今までの知識・経験が活きる
- ・ 監査業務を通じて学校をよりよくすることができる
- ・ 学校法人の役員として重要な地位を占める
- ・ たくさんのネットワークができる
- ・ 監事に対する期待が高まっている
- ・ 何よりも最後は学生のためになる

4 私学法改正を踏まえた監事のあり方



あるべき監査のために

- 監査のための土台作り
- 平時の監査と有事の監査のあり方の整理
- 監事としてのリスクヘッジ
- 私学法改正対応についての監査

監査のための土台作り

監事監査規程の策定・見直しの要請

- ・ 監事としての権限をきちんと明記してもらうことが大事

監事監査基準・監査計画の策定

- ・ 監査の適切性が事後的に問題になった時のためにも作成しておくことが重要

監事の選任方法の工夫

- ・ 監査される側の理事長が監査する側の監事を選任する法制度の中で、最大限モノを言いやすいような環境を整えることが重要
- ・ 理事会での審議を反映した選任、監事選任基準の明確化、監事指名委員会の設置、現職監事による後継監事の推薦など

適切な報酬の付与とリスク回避策の要請

- ・ 適切な報酬が健全な責任感を生む
- ・ 監査の萎縮化を避けるためにもリスク回避策は必要（後述）

平時の監査のポイント

- 監事が不正の兆候すら発見できない場合にまで結果責任を負わされるわけではない
 - もっとも、理事会に全く出席しないなど、不正の兆候を発見する機会さえ放棄していた場合には善管注意義務違反となり得る
- 監査計画に基づいて適切に期中・期末の監査活動を行っていれば、基本的には任務懈怠なしと判断される可能性が高い
 - 期中監査
 - 重要な会議への出席、契約書等の重要文書の閲覧、内部監査部門や会計監査人からの意見聴取、コンプライアンスの啓蒙等が重要
 - 期末監査
 - 会計監査人や経理部門から詳細な報告聴取をした上で、監査報告書を作成することが重要
- ただし、当該法人独自の慣行で監査の程度が緩い場合には任務懈怠とされるおそれあり
 - 独善的な監査手法ではダメ

例：民法改正対応は進んでいますか？

有事の監査のポイント

- 不正の兆候が見られた場合には、理事会における質問や意見陳述、対象者へのヒアリング、会計監査人や外部の専門家への意見聴取など、平時よりも深度のある監査が必要（監査報告書への記載も必要）
- それでも対処できない場合には、理事会・評議員会や所轄庁への報告、理事会・評議員会招集請求、違法行為差止請求権の行使などを検討
- 監事は監査業務に関して、法人に対する費用請求権が認められている
→ 弁護士・会計士等の専門家の活用も有益

特に今回の私学法改正で新設された制度のことは平時からよく理解しておくこと！

・ 実地調査のための費用
・ 監査研究・セミナーへの参加費用
・ 補助者として専門家に依頼する費用
など

監事としてのリスクヘッジ

責任限定契約の締結・役員賠償責任保険への加入

- ・ 監事が積極的に業務遂行するための前提であるという認識を経営陣に持ってもらうことが有用
- ・ 導入に際して提案が躊躇される場合には、外部理事と連携する方法も

議事録の記載の精緻化

- ・ 不明点やおかしな点はどんどん質問する
- ・ 議事録にも発言内容を記載させることが重要→有事の際のエビデンス

あまり監事だけで責任を背負い込まないことも肝要

- ・ あくまで実際に改善を図っていくのは経営陣
- ・ 深度ある監査の際には、弁護士や公認会計士など専門家の活用も有用

損害賠償責任の減免

法人に対する責任のみが対象
(第三者に対する責任には**不適用**)

項目	要件	免除額
総評議員の同意による免除	総評議員の同意	全額
評議員会決議による一部免除	善意かつ無重過失 評議員会決議（3分の2以上） 各監事の同意	最低責任限度額を控除した額が上限
理事会決議による一部免除	善意かつ無重過失 特に必要と認めるとき 理事会決議 寄附行為の定め 各監事の同意	最低責任限度額を控除した額が上限
責任限定契約による一部免除	非業務執行理事・監事 善意かつ無重過失 寄附行為の定め 各監事の同意 責任限定契約の締結	寄附行為で定めた額の範囲内で予め法人が定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を超える部分

※総評議員の10分の1以上の異議ある場合は免除不可

教職員としての給与等を含む（詳細は文部科学省令で規定）

【最低責任限度額】
理事長：役員報酬の6倍、業務執行理事・職員理事：同4倍、左記以外の理事・監事：同2倍

減免の具体例

● 評議員会決議／理事会決議による免除の上限（1億円の損害が発生した場合）

	役職	役員報酬 (A)	最低責任限度額 ($B = A \times \bullet$)	免除の上限 ($C = 10000 - B$)
甲	理事長	1500	9000 (×6)	1000
乙	業務執行理事	1000	4000 (×4)	6000
丙	外部理事 (非業務執行)	300	600 (×2)	9400
丁	監事	100	200 (×2)	9800

丙、丁のみ締結可能

● 責任限定契約を締結していた場合（1億円の損害が発生した場合）

- 寄附行為で損害賠償責任の最低額を100万円以上と規定
- 丙、丁との個別の責任限定契約で限定額を500万円と定めている

	役職	役員報酬 (A)	最低責任限度額 ($B1 = A \times \bullet$)	契約限度額 (B2)	免除額 ($C = 10000 - B$)
丙	外部理事 (非業務執行)	300	600 (×2)	500	9400 ($B1 > B2$)
丁	監事	100	200 (×2)	500	9500 ($B1 < B2$)

来年4月までの私学法改正関係チェック事項

秋

- ・私学法改正・ガバナンス・コード対応等の学内研修（特に役員研修）は行った／行う予定か？
- ・中期計画は新たに作成しなくてよいか？評議員会の事前諮問や認証評価結果の反映の要否は？
- ・役員報酬基準はあるか？評議員会の事前諮問を経たものか？

冬

- ・理事会に寄附行為改正案は提出されているか？その内容は？
- ・私学法改正に対応するための学内諸規程の改正作業は進んでいるか？
- ・理事に対する利益相反取引・競業取引規制の周知ができているか？

春

～3月

- ・理事会に提出された事業計画は認証評価結果を踏まえているか？その内容は？
- ・財務書類・役員等名簿・役員報酬基準の一般閲覧・公表体制は整ったか？
- ・責任限定契約の締結や役員賠償責任保険への加入への方針は決まっているか？

寄附行為の改正（留意点）

- 申請から認可までの期間を逆算して進める必要がある

見直し事項の検討

改正文言の検討

変更認可申請

変更認可

令和元年12月2日～14日と同2年1月14日～24日が集中的な申請受付期間

- 寄附行為施行細則等の下位規程の改正も忘れずに！
- 今回の改正を寄附行為の総点検の機会に！
 - 誤字・脱字はないか？
 - 疑義のある表現はないか？
 - 理事・評議員の選任方法は適切か？
 - 当該学校法人らしさをどこまで出すか？

寄附行為が公表の対象
になることから、
特に重要！

やってみよう！寄附行為改正案の点検

●×学園寄付行為（改正案）

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 4人以上10人以内
- 二 監事 2人
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち3人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一～五 (略)
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 七 (略)
- 2～3 (略)

第20条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ過失がないときは、私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項で定める額を限度とする旨の契約を当該理事又は監事と締結することができる。

第36条 (略)

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 (略)

...

監事としての心構え～まとめに代えて

今回の私学法改正を正確に理解する

- ・ 改正法の新旧対照表、施行通知、Q & A、寄附行為作成例改訂版などで基礎知識を吸収
- ・ 監事の権限・職務の正確な理解が不可欠
- ・ 監事関係はもちろん、それ以外の改正点への対応も監査しておく必要あり（寄附行為・学内諸規程の改正など）

ガバナンス・コード対応も重要
→ガバナンスの総点検の機会に！

アンテナを張る

- ・ 高等教育の無償化、大学入試改革、民法改正、働き方改革・・・
- ・ 積極的に文献・研修等で能力向上を図る（学内研修で法人全体を巻き込むのもあり）
- ・ 最近はささないことでも炎上のおそれがあり、コンプライアンスが特に重要

監事の立場というものを再認識するとともに、やりがいを持つ

- ・ 改めて監事の立場の重さ・監事に対する高い期待を意識
- ・ 監事は業務執行者ではないことも肝に銘じておく
- ・ 学生のために役に立つということが何よりのやりがい！

TMI 総合法律事務所

弁護士 大河原 遼平
(おおかわら りょうへい)

連絡先

- 〒106-6123
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
- TEL 03-6438-5511 (直通 03-6438-5373)
- FAX 03-6438-5522
- E-mail : rokawara@tmi.gr.jp

ご質問・ご意見・ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

ご清聴ありがとうございました。